

厚生労働省三重労働局発表
令和 8 年 8 月 2 4 日

【照会先】

三重労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 村井 邦章

室長補佐 杉山 紀子

電話 059-226-2318

報道関係者 各位

改正法等説明会を開催します

～ ハラスメント防止対策、同一労働同一賃金への対応はお済みですか ～

三重労働局（局長 渡辺 聡）は、令和 8 年 10 月 1 日施行の改正労働施策総合推進法等の周知啓発のために、**令和 8 年 9 月 4 日（金）に「改正法等説明会」を開催します。**

改正労働施策総合推進法等が令和 8 年 10 月 1 日から施行され、全ての事業主にカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置を講ずることが義務化され、事業主に対する指導等が強化されます。

また、令和 8 年 10 月 1 日施行にてパートタイム・有期雇用労働法施行規則等（同一労働同一賃金等）の改正が行われます。

これらの関係法令等について、効果的に管内事業主に周知を行うため、津市において説明会を開催いたします。

報道各社の皆様におかれましては、説明会の取材・報道により、三重県内の全ての事業所において当該法令等に沿った適正な雇用管理の徹底等につながるよう、御協力をいただきたく御案内いたします。

1 開催日時： 令和 8 年 9 月 4 日（金） 13：30～15：10

2 会 場： 三重県総合文化センター 小ホール

3 主な内容

○カスタマーハラスメント対策・求職者等に対するセクハラ対策の義務化について

○えるぼし※1・くるみん※2認定制度について

○パートタイム・有期雇用労働法施行規則等の改正について

4 その他

閉会后、会場ロビーにてミニ相談窓口を開設し、えるぼし・くるみん認定に係る相談に応じます。（16：00終了予定）

○取材される場合、上記照会先あて前日（9 月 3 日（木））までにご連絡ください。

※1「えるぼし」女性活躍推進法に基づく認定制度 / ※2「くるみん」次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度

（参考資料）

- ・改正法等説明会のご案内（令和 8 年 9 月 4 日開催）
- ・令和 8 年 10 月 1 日からハラスメント対策が強化されます！
- ・パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります
- ・えるぼし・くるみん認定を受けると、企業イメージの向上や人材確保・定着に役立ちます